

シンポジウム

年金の
支給開始年齢を
考える ～本当は何歳から年金が出るようにすべきか～

日時：2013年11月9日(土) 14:00～17:00

会場：全社協・灘尾ホール

パネルディスカッション

- パネリスト**
- 江口 隆裕 氏
(神奈川大学法学部教授、筑波大学名誉教授)
 - 駒村 康平 氏
(慶應義塾大学経済学部教授)
 - 原 佳奈子 氏
(株式会社 TIM コンサルティング取締役)
 - 岩田 克彦 氏
(厚生労働省所管・職業能力開発総合大学校教授)
 - 坂本 純一 氏
(野村総合研究所 金融 IT イノベーション研究部主席研究員)
- モデレーター**
- 福山 圭一 氏
(公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構専務理事)



(福山) 第2部パネルディスカッションを始めます。事前にお配りした質問用紙を10名の方がご提出くださいました。その質問をこちらで読み上げ、指定されたパネリストから回答していただきます。事前に十分な準備ができなかったのも、順不同で進めてまいります。

まず、丸山晴男さんから江口さんに対して、「年金の支給開始年齢の見直しの議論と、わが国での将来の膨大な低年金高齢者出現の問題との関連をどう考えますか。後者はわが国特有の問題でしょうか」という質問です。

(江口) 私は、基本的には両者は直接の関係はないと考えています。「後者はわが国特有の問題か」については、格差社会と言われて久しいわけですが、その一つの要因は、企業のグローバルな活動による効率性の追求です。これはどの先進国もほぼ同じです。私はフランスが専門ですが、ヨーロッパでもそういった格差は拡大しています。このため、ドイツでもフランスでも最低保障年金という形で、低所得者のための最低保障年金をどう確保するかという問題は別途大きな政策課題となっています。他方、支給開始年齢の問題は、突き詰めれば現役世代の問題、その選択の問題です。そういう意味で、この二つは直接の関連はありません。ただし、低年金者問題は別の重要な政策課題と考えています。

(福山) 丸山さん、それでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、次の質問に進みます。東島日出夫さんから駒村さんと岩田さんへの質問です。「雇用情勢が厳しい中、高齢者雇用を一般化することは、若年層の雇用にも影響を及ぼすことになり、かつ年金支給開始年齢を引き上げることは、若年層にとってますます年金が遠ざかっていくことになり、若年層の年金離れが加速するのではないか」ということです。

(駒村) 支給開始年齢と年金財政の問題、労働の問題は、また後ほど整理して議論しますが、短期の話と中長期の話をきちんと識別して議論すべきだと思っています。

日本の経済成長が鈍化するというのはどういう前提かということ、生産年齢人口が減って、労働力人口が不足するというのが長期の停滞の理由です。これは中長期的な議論なので、労働人口が不足するという前提であり、労働人口が余るという前提には立っていません。

もちろん足元の雇用情勢が厳しい中で、明日から支給開始年齢を上げるかのような報道をすれば、もちろんそれは雇用と年金の接続の不安や年金への不信感を高めることになるので、中長期の議論と、喫緊でやらなければいけない短期の政策とは識別して、今後進める必要があります。私もそれについては気を付けて話したいと思います。

私の資料の 11 ページにあるように、若い世代の寿命が今の高齢世代より延びていく場合に、仮にどの世代でも総額として同じ年金をもらうことが望ましいという合意が社会にできているならば、その方法として、マクロ経済スライドで下げていくのか、支給開始年齢を遅くしていくのか、あるいはその組み合わせをうまくしていくのかという選択肢があります。

いずれにしても、若い世代が、前の世代より生涯年金総額で大きく損をすることがないことを丁寧に説明していく必要があります。また、そのようなことがないよう議論を進める必要があります。

(岩田) 今の議論で大体尽きるとは思いますが、私も今の低成長状況での労働力過剰が継続するとは考えていません。長い目で見れば、労働力不足経済になりますし、経済成長も高めていく必要があります。経済成長といっても、私は人口 1 人当たりの経済成長で考えています。それを日本のためにも高めていく必要があります。そうすれば中期的に見ると、労働需要が不足することは考えにくいと思います。

また、資料の 37 ページに、2008 年以降の EU 諸国での公的年金改革内容を示した図があります。ここに「早期引退の制約」とありますが、欧州でも 1980 年代に経済が非常に厳しくなり、高齢者にできるだけ早く引退してもらい、その分若い人の雇用を確保するという対策を積極的に進めました。しかし、高齢者の引退が、すぐに若い人の雇用につながるということは基本的にはありません。つまり、高齢者の就労の場と若い人の就労の場は同じではないということです。むしろ、高齢者と若い人の就労の場がミックスで産まれるような部分があります。そうすると、高齢者が早く引退すると、年金財政、社会保障財政が非常に厳しくなります。そうしたことで、欧州では高齢者に長く働いてもらった方がいいという流れになっています。日本もそのように考えるべきではないかと思います。

(福山) 東島さん、よろしいでしょうか。次に進みます。お名前は読み上げないでほしいという方で、3 点のコメントを頂いています。1 点目は、「自分自身 (67 歳) は働く体力も、気力も、能力 (資格) も十分あると思うが、世の中のニーズがあまり

ない」ということです。2点目は、「高齢者を使いたくない（雇用したくない）世の中の風潮を変えていく必要がある」ということです。3点目は、「仮に就労しても、年金額は減らさないで、所得税で取ってほしい」ということです。貴重なコメントをありがとうございます。

次に進みます。奥田孝之さんから江口さんと駒村さんと岩田さんに質問です。「公的年金だけで、リタイアした人の収入を支えることは無理があるとすれば、米国の企業年金による補完、シンガポールのような強制貯蓄などの方策を組み合わせる選択肢等については、どのような考え方をすればいいのでしょうか。（考える必要はないかもしれませんが）」という事です。

（江口） 私はこの意見に大いに賛成です。マクロ経済スライドも所得代替率で、今の6割ぐらいが50%まで下がり、それだけで実質16%ぐらい下がっていくわけです。そうすると、やはり今後は私的年金や企業年金をいかに普及させて、老後の所得保障を補うかということが大事になると思います。

ところが、今の企業年金というのは、基本的に正規雇用とリンクしています。つまり、厚生年金加入を前提にしています。そうすると、非正規雇用の方は、その面でも不利益を受けるという問題があります。従って、今の企業年金という枠を超えて、私はもっと老後の所得保障をきちんと国として考えるべきではないかと思います。ちなみに、今日の日経新聞の朝刊に個人退職勘定（IRA）を導入するという記事が載りました。私は、それも手段の一つだと思います。年金に限らず貯蓄も含めて、そういったことは大事な政策選択だと思います。

（駒村） 私もこのご意見には非常に賛成です。結局、マクロ経済スライドの状況と支給開始年齢の引き上げの状況の組み合わせによっては、公的年金の守備範囲が下がっていくことになるので、マクロ経済スライドに対して補足的に、給付水準を補うように私的年金を使っていくのか、あるいは支給開始年齢が遅れることに対して、時間的な隙間ができる部分を埋めるように、企業年金を使っていくのかという使い方もあると思います。いずれにしても公私年金の連携政策を考えておかなければいけないと思います。この課題は年金学会でも最近議論した記憶がありますが、私もそういう議論を進めて、公私年金を連携した改革の議論を進めていく必要があるのだと思います。

(岩田) 企業年金は私の専門ではないのですが、どちらにしても公的年金だけで、引退後の収入を支えることができないとすれば、企業年金や、シルバー人材センターなどの雇用以外の軽い仕事形態、低所得の高齢者向けの何らかの所得補償制度などを併せた総合的な対応が必要だと思っています。

(福山) 奥田孝之さんからの二つ目の質問です。「支給開始年齢を引き上げた場合の、国民の公的年金への信頼感の変化が、年金制度の運用にどのような影響を与えるのでしょうか。また、実現可能性（政治的課題の克服等）については、どんな考慮が必要でしょうか」ということです。

(江口) これも大変重要なご意見です。支給開始年齢は何のために行うのかというと、私の理解では、まず今の財政検証によれば、財政はもつということが前提になります。そうすると、支給開始年齢を引き上げるというのは、現役世代の選択の問題になるわけです。例えば、現役世代が 65 歳から 67 歳に支給開始年齢を引き上げると、2 年分の給付金が不要になるわけです。これを、先ほどは保険料を下げるために使うと言いましたが、そうでなくても 2 年分の給付費を別途積み立てておいて、今の現役世代が受給世代になったときに、その給付減を補うように使うとかでもよい。他方、その分を今の受給世代のために使うというのは、世代間の公平を著しく損なうことになる。そういう意味で、仮に支給開始年齢を引き上げるとしても、そういった主旨、つまり現役世代にとって、それは決してマイナスにならないのだという主旨を、きちんと伝えることが大事だと思います。

それから、実現可能性の問題は若干壇上のバトルになりますが、先ほど駒村先生は、財政検証ではもしかしたら危ないかもしれない、もしかしたらうまくいかないかもしれない、だからこそ検討すべきだというご議論だったと思います。私は個人の研究者の立場で「もし駄目ならば検討する」というのはいくらやっても構わないと思いますが、国や社会保障審議会で議論するのは注意をしなければいけません。仮に国の審議会が「もしかしたら今の財政は持たないかもしれないので支給開始年齢を上げる」と言うのは、年金制度をあまりにも軽く見えています。年金制度を議論するときに、「もしかしたら〇〇かもしれない」と言えば、その時点でマスコミでは「もしかして」が取れてしまいます。年金制度は持たない、だから上げると報道されます。

私は、やはり公の立場で年金制度に関わる方には、そこはきちんと分けていただきたいと思っています。まず、年金の財政が大丈夫なのかどうかという議論をした上で、仮

に駄目ならば、ここまでやっても駄目だから、これはどうしても上げてほしいという議論をしないと世代間の信頼、若い人の年金への信頼を失うことになると思います。

(駒村) まず、どの国でも年金の支給開始年齢の見直しは、年金改革の中でも一番厳しいもので、政府にとっても鬼門ではないかと思います。むしろマクロ経済スライドのような、ある種その効果がよく分からないというか、いわゆる「不透明化戦略」の方が通しやすいというのは、そのとおりだと思います。一方、マクロ経済スライドの持つ副作用はきちんと考えなければいけないと思います。

いずれにしても、支給開始年齢をマスコミが過大に煽るような取り上げ方はしてはいけないのは、それはもちろんそうだと思います。ただ、国民会議の報告書でも、清家先生が「学者は国家の奴隷なり」、つまり社会の将来に危ない可能性があるならば、学者が早めに言わなければいけないと言ったのも、またそのとおりだと思います。

今年は、5年に1度の年金財政検証の年です。まだ結果が出ておりません。もちろん結果が出てから、具体的な5年間の政策を議論すべきだと思いますが、将来の可能選択肢としては、支給開始年齢の話もやはり早めに議論しておいた方がいいのではないかと思います。わずか5年で支給開始年齢を上げることができるような話ではないと思います。さまざまな制度に影響を及ぼすのではないかと思うので、先ほどのご報告をしました。

報告の中では、財政検証について、2009年の財政検証が成立するケースと、成立しないケースという2つの可能性に分けています。成立するとしても、50%のマクロ経済スライドはきつ過ぎるのでそれを緩めるために、支給開始年齢を弾力化・自由化するという議論もあります。仮に成立しなかった場合には、50%を回避するためには、どういう選択肢があるのかという議論があります。このようにパターンをわけての議論です。私は、今はそういうことをする時期であって、そういう選択肢や議論を封印する時期ではないと思います。

(岩田) 私は、この年金支給開始年齢引上げについての実現可能性の話は雇用政策との関係だろうと思いますので、他の方の質問のところでもまとめて話します。

(福山) 奥田さん、よろしいですか。では、次の質問に進みます。

久保知行さんから駒村さんへの質問です。「喫緊の課題は基礎年金に対するマクロ経済スライドの停止ではないでしょうか(実際に発動すれば、後期高齢者問題以上に

国民の不安と反発を呼ぶことは必至)。代わりに、上乘せの被用者年金へのマクロ経済スライドを続けることとすれば、低年金者の増加が抑制されます。一方で、働き続けた場合の期間について、マクロ経済スライドの発動対象外とすれば、弾力的な支給開始年齢の実質的な引き上げに寄与すると思いますが、こうした考え方については、どのようにお考えでしょうか」ということです。

(駒村) これもまた次の財政検証 2014 年の初めに出てくるのではないかと思います。賃金デフレの状況を見れば、現時点では、賃金と基礎年金の比はむしろ上昇しています。逆に、その状態から考えると、マクロ経済スライドは、基礎年金については 2009 年の想定よりももっと厳しくなる可能性があります。つまり大きく、より下がるということを私も心配しております。

この点は、国民会議でもやはり議論になりまして、それをどう回避するかですが、財政を真正面から考えれば、保険料を上げるか、税金を投入するかということになります。もしそれができないということになれば、私の資料 12 ページでも基礎年金と報酬比例部分のバランスの話に触れていますが、ご指摘のとおり、年金財政の方で基礎年金のマクロ経済スライドを緩めて、厚生年金の財政から必要財源を充当することになります。

これは、現行の財政検証の仕組みがどう変わってくるのか、財政の仕組みも含めて、いろいろ検討しなければいけないのではないかと思います。この点についても、このバランス論についても、国民会議の中でひとことですが簡単に言及はされています。このバランスをどう考えていくのかというのは一つの課題で、久保さんのおっしゃることも一つの選択肢だと思います。

後半の議論ですが、弾力的な支給開始年齢に寄与したということを経済スライドを発動対象外にする。これは個人単位でおっしゃっているのか、それとも社会単位でおっしゃっているのか、この文脈だけでは分かりませんが、これも非常に面白い一つのアイデアではないかなと思います。

(福山) 久保さん、よろしいでしょうか。では、次の質問に進みます。

これも非常にテクニカルなご質問です。社労士の小倉啓一郎さんから坂本さんへの質問です。「用語の解釈もあります。1 点目、推奨年齢を支給開始年齢と読み換えると、不都合なことがありますか。2 点目、繰り下げ増額率は、現行の支給繰り下げ率と解してよろしいでしょうか。例として、 $0.7\% \times 12 \text{ カ月} = 8.4\%$ (推奨支給開始年齢 66 歳)、 $0.7\% \times 24 \text{ カ月} = 16.8\%$ (推奨支給開始年齢 67 歳)。

3点目、平成25年には、税・社会保障の一体改革が提示されています。この中には、従来からの60歳代前・後半の在老、70歳以降在職者の年金調整、パートへの適用拡大等が盛り込まれています。昭和28年4月2日生まれ以降は、61歳支給となっています。これらの諸改革は、マクロ経済スライドにどのように織り込まれていると考えていますか。こうした諸改革は、2014年財政検証ではどのように評価されていると考えればよいか」ということです。

(坂本) 1点目については、年金制度をよくご存じの方には不都合は全くないと思います。ただ、マスコミで、例えば支給開始年齢の引き上げを、逃げ水の年金というふうに表現して、あたかも給付が全くなくなって、どんどん先送りされていくようなイメージで表現されているところについては、やはり誤解がないように表現していく必要があります。支給開始年齢というと、その年齢までは支給されないというイメージがどうもありますが、そうではなくこれまでの枠組みは変えず、平均余命の伸びに応じて受給期間を調整するため、推奨する受給開始年齢を設定します、それより前に開始すると年金額が低くなりますという意味で、ここでは推奨受給開始年齢という概念を設定しました。そういう意味では、少し異なりますが、年金制度に詳しい方は同じと考えて下さっていいと思います。

2点目は、繰り下げ増額率をご指摘のように現行法を前提としており、見直す議論もあるかと思えます。それは今後の議論だと思います。

3点目は、まずマクロ経済スライドを前提とした財政見通しについて、どのような事項が織り込まれるのかというご質問だと解釈いたしますと、まず法律になっているものは、この将来見通しの中に取り入れていくこととなります。まだ法律が成立していないものについては、それは取り入れられません。あるいは法律改正の議論のときの資料としては、その法律改正の案を取り入れたら財政見通しはどうなるかということを示唆するというプロセスになろうかと思えます。

なお、この昭和28年4月2日以降の生まれの人については、支給開始年齢が61歳になっているのは法律事項なので、全ての財政見通しに反映されます。

社会保障・税一体改革の中の法律改正事項の扱いですが、既に法制化されたものにつきましては、全て財政見通しに反映されますが、まだ法制化されていない事項につきましては、来年の財政検証が出たところで、今後の年金制度の課題を幅広く議論し、どういう課題があるかを見極めた上で、優先順位を付けて法律改正の議論が進みます。そして改正項目として挙げた項目については必ずその財政影響試算で反映されることとなります。

(福山) 小倉さん、よろしいですか。では、次の質問に進みます。

年金シニアプラン総合研究機構の早川敦さんからの質問です。一つ目は江口先生への質問です。「男女の余命に明らかな差があるのだから、まず同一世代内で男女の受給期間を合わせるべく、女性の支給開始年齢を引き上げることが考えられるが、いかがでしょうか」ということです。

二つ目は駒村先生へ、「現在は、在老制度により、実際の支給開始年齢は少し高めになっていると思う。また、在老を前提に、低賃金で雇う事業主がいると思うが、この雇用が支給開始年齢引き上げにより、なくなることは考えられないか。また、支給開始年齢引き上げは、繰り下げ増額しにくくなるのではないか」という質問です。

三つ目は岩田先生へ、「既に高齢者の就業意欲は十分に高い。支給開始年齢の引き上げは、若干の意欲向上につながるかもしれないが、若手の年金制度への不満・不信を高めるデメリットの方が大きいのではないか」という質問です。

(江口) 非常に難しい問題で、つまり社会保険方式なので、個人の拠出と受給期間の対応関係を考えるのならば、女性の方が長く生きるのだから、対価性という意味でそこを考慮すべきではないかという議論だと思うのです。ただ、この問題は、ジェンダーの学者からは、そもそも女性の年金が低いのはおかしいという議論があります。これに対しては、もちろんそれは女性の賃金が低いから保険料も年金も低くなるのだという反論も可能です。さらに、女性の賃金が低いのは、社会的な女性に対するバイアスがあったからではないかという再反論も可能です。女性が長く生きるということを、年金の生活保障という点観点で考えるなら、女性のジェンダーバイアスを考えると、これは社会のコンセンサスの問題ですが、そこまで厳密に考える必要はないのではないかなと思います。

ちなみに、フランスでの議論はもう少しドラスティックです。フランスは日本より職業が階級的で、肉体労働者は平均余命が短く、公務員や学者は長生きですが、そうすると、同じ保険料を払って片や平均寿命が短く、片や長いというのは不公平ではないかという議論が1980年代からあります。議論はされていますが、まだ制度として実現していないという現実もあります。

ご指摘のような問題があるのは事実ですが、社会全体としてそういった実態を考えれば、今のままというのも一つの選択肢だと考えています。

(駒村) 在職老齢年金の雇用に与える影響については、存じのとおり労働供給に与える影響、就業意欲をゆがめるのではないかという、膨大な実証研究が従来からあります。一方で、在老が、実質的には賃金補助になっているということで、労働者にとってというよりは、企業への賃金補助の効果があるのではないかという研究もあります。

ご質問は、支給開始年齢、在老そのものが今後どうするかと。低在老については、ほとんど年金、就労行動に与える影響は小さくなってきているわけですが、高在老についてどうしていくのかということに関わります。

支給開始年齢をの引き上げ方も、財政が成立する場合と成立しない場合で意味が違ってくるというお話をしました。今の考え方のままであれば、65歳が67歳になり、2年間ずれていくだけの話かと思えます。

それから、繰り下げ支給増額が減る、繰り下げ受給者が、今、少ないわけですが、これも繰り下げ増額率をどう設計するかは、財政検証の今の姿が成立しているというふうに置くのか、置かないのかによって、減額率・増額率は変わってくると思えます。

(岩田) これについても後の質問と併せて回答します。

(福山) 早川敦さんから全員に対する質問を頂いています。「想定した以上の余命の延びは、受給世代にも起こるのであるから、その分の給付減額を受給者に求めることも考えられるのではないか。若手世代のみにしわ寄せをする改正は、支え手世代の不満・不信を招くだけではないか」という質問です。

(原) 一般の方々がどれだけ年金制度を理解しているかということに尽きると思います。また、現役世代である20～30代の若年者に、不信、不安、誤解を抱かせてはならないと思います。そういった意味で、個人的見解としてはおっしゃるとおりだと思います。また、情報提供、広報、年金教育ということも必要です。

一方で、今の受給者に対して、今後の課題として挙げられている部分ですが、高額所得者に対して、年金でやっていくのか、全体で見ていくのかという部分もあります。負担と給付のバランスを考えて、今後の支え手である若年者に、支給開始年齢で不満、不信を抱かせないよう、分かってもらえるまで長い時間をかけて議論

し、調整、環境整備をする必要があります。

(坂本) 感覚的にはこういう議論はあり得ると思いますが、もう少し考えてみると、支給開始年齢の引き上げがなされた後、若い世代は、現在の受給世代よりも長生きするという事態も起こりえます。そうすると、生涯受給額が、そういうものが考えられるかどうかはまた別の議論ですが、必ずしも現役世代が一方的に損を被ることにはならないという場合もあります。これは精査が難しいのですが、現役が損をしているから受給世代の年金額を減らすという議論には、必ずしも直接的にはすぐには行かないのではないかと思います。実務的にもそのような調整は不可能でしょう。

また、逆に受給世代も、急に年金額が減ることについては適応できるかわかりません。調整方法によっては高齢受給者の年金額はゼロという事態も起こり得るでしょう。家族内扶養でもこのような調整は多少切り詰めることはあっても、ゼロにすることはありえないのではないのでしょうか？問題は複雑です。直線的に受給世代の年金額を減らすという結論にはならないと思います。

(江口) 早川さんをご存じだと思いますが、今のマクロ経済スライドは平均余命の伸長分を0.3%見えています。そうすると、少なくとも今のマクロ経済スライドでも、その平均余命の伸長分は物価から引くことにしています。早川さんの提案は、これをさらに上乗せしてやるという意味なのでしょうか。

また、受給者といっても、65歳の人と、80歳の人が出て、80歳の人もうすぐ死んでしまうので、問題にならないわけですが、65歳の人これからさらに長生きする可能性があります。そうすると、同じ受給者でも実は違ってくるのではないのでしょうか。そう考えると、ご意見は今のマクロ経済スライドと何が違うのかが問題となります。むしろ何かいいアイデアがあるのならば、教えていただければと思います。

(福山) 早川さん、いかがでしょうか。

(早川) 寿命の延びの部分のマクロ経済スライドで削るということはあるのですが、実際には決め打ちで付けてしまっているもので、それをもっと精緻にやるようなイメージを持っています。今のマクロ経済スライドと余命の関係というのは、将来の人の余命の延びを推計で入れた形で、予め落とすような形です。それを実績によ

り近づけて、受給世代も細かく分けて考えます。特に寿命の延びは高齢者の伸長の方がウェイトは大きく、若い人の死亡率はそれほど改善していません。年寄りの改善が激しいということであれば、例えば65歳の余命とか、75歳の余命とかに着目するとさらに削れるのではないかというイメージです。

支給開始年齢だと、先輩が長生きしたのだから、君たちは短くなりますと、自分の世代と先輩の世代が直接関係していないようなところが激しく出るので、一つ上の世代が少し長生きしたら、次の世代がすごく削られるというような方が、もっと公平感が湧くのではないかというようなイメージで提案したということです。

(駒村) 世代間の問題については、私の資料の8ページで給付負担の倍率について触れました。総給付と総負担の倍率で議論すると、支給開始年齢は若い世代には不利です。一方で、11ページの概念図で示したように、どの世代も総額は同じで、寿命の延び分は調整するという考えもあります。私はまず前半のような、負担と給付の総額の倍率をもって、世代間の公平論でいいとは思ってはいませんので、単純に支給開始年齢を世代間格差の文脈で否定するという考え方に立ってはいません。

寿命の延び分を各世代にどう割り当てていくのか。フィンランドでは、各世代の寿命の延び分を給付乗率で調整する仕組みが入っているようです。一つの考え方としては、そういう対応方法もあるのではないかと思います。

各世代の給付乗率の最後に、65歳時点の寿命の延び分を掛けて調整していく形で、マクロ経済スライドのように全世代に一律で掛けるのではなく、フィンランドのように各世代に割り当てる方法も選択肢にあるのかとは思っています。

実際には寿命の延び分だけを給付で調整し、各世代に割り当てるのは、なかなか厳しいので、支給開始年齢との組み合わせで、ほどよい水準に調整するということがあるのではないかと思います。

(岩田) 私も、支給開始年齢だけだとかこういう議論があると思いますが、高齢者就労を本格的に実現するということは、要するに高齢者の負担能力を上げて、より多く負担していただくということで、負担の在り方を、国民会議にあるように、年齢別から負担能力別に切り替える、社会保障全体でそういう仕組みを作っていくということで、少し広く考えていくべきだと思います。

(福山) 早川さん、よろしいでしょうか。では、次の質問に進みます。

早稲田大学経済研究科の李智さんから岩田さんへの質問です。「高齢者の継続雇用は本当にいいことなのでしょうか。高齢者の継続雇用によって、若者の就職が当然難しくなると思います。そして、若者の非正規雇用者が増えることになる。非正規雇用者が基礎年金にしか入れないから、保険料の総額が、長期的に考えると下がることになると思います。また、非正規雇用者の人数の増大によって、結婚できない人が増えるので、将来的に少子化問題がもっと深刻になると考えられる。まさに悪循環のような効果になると、私は思っています。従って、高齢者の継続雇用制度を促進するとともに、若者の就職環境の改善も早急に行うべきだと思います」という内容です。

(岩田) これは非常にいい質問ではないかと思えます。先ほどの早川さんの質問にあった若者の年金制度への不満・不信を高めるという点、奥田さんの実現可能性についての考慮事項、そして、匿名の方がコメントされた、高齢者を使いたくない世の中の風潮を変えていく必要があるということにまとめてここで答えます。

まず、若者の就職環境の改善を早急に進めるべきだというのは当然のことです。高齢者だけをやるということではなく、若い人、女性、高齢者それぞれのバランスを取ってやるということが、まず前提です。

それで、継続雇用については、今の 60 歳定年を前提にして、その後、賃金などの処遇を下げた再雇用するという仕組みは、緊急避難的にはやむを得ないのではないかと考えているのですが、65 歳を超えた年金支給開始年齢にその仕組みを設けるとするのは、非常に難しいのではないかと考えています。

資料の 46 ページに、「能力で処遇される雇用・賃金制度への移行」という図を示しました。今、日本の能力開発、処遇制度というのは、若いときは企業内で訓練して、やや高めの賃金を払い、後に企業が回収していきます。図の B から C の部分ですが、その間は賃金より生産性が高いという状況です。さらにある程度たつて高齢者になると、賃金よりも生産性が低くなります。そうしたことで、企業が持ち出しになり耐えられなくなります。それで定年制を設けて、そこで辞めてもらうか、再雇用で賃金を大きく下げる仕組みを現在取っています。この仕組みを変えて、B や C をできるだけ左に持って行って、C から以降は生産性と賃金水準を合わせて 60 歳以降も続けていく仕組みを早く作ることが大事です。

現在の仕組みで高齢者の雇用継続を進めると、生産性が低い高齢者がたくさん出てきて、それで企業の活力も下がって、若い人にも悪影響が出る懸念があります。そうしたことがなくなり、全体の活力が上がって、若い人の雇用にもプラスの影響があるという仕組みを作ることが大事です。

40歳以降、できれば私は40～60歳までのエイジフリーと言っておりますが、それは言い換えると、同一労働・同一賃金の世界です。こうした賃金制度が実現すると、今ある非正規雇用のいろいろな問題も解決に近づくと考えます。

47ページに「継続雇用者の増加と人件費」というグラフがあります。これは継続雇用者が増えると、人件費が増えるというみずほ総研が出したデータです。今の仕組みを前提とすると、こういうことが企業に対してはあるかもしれません。これも労働者の賃金が上がって、消費が上がって、売り上げが増えて、GDPが上がるということもあるわけですから、経済全体にとってどうかは分かりませんが、企業だけで見るとこういうことになるかもしれないと思います。

他方、48ページに「英国における定年制撤廃ないし70歳未満の定年禁止措置の影響予測」という2003年のデータがあります。この時は結局65歳未満の定年禁止になりましたが、この予測では個人も企業もプラスになり、経済全体でもプラスになるというものでした。そして、その後の定年制を撤廃するときの予測でも同じような結果が出ています。なぜこのような予測になるかといえば、要するに賃金が年功制ではないことが大きな要因になっています。

先ほど高齢者を使いたくない世の中の風潮という偏見の話がありましたが、北欧諸国などは年齢に対する偏見が非常に低い。それは、年功制が弱く、賃金の上がり方が非常に低い世界だからです。早く日本もそういう世界に近づけるべきです。

繰り返しになりますが、高齢者の継続雇用制度と若者の就業環境の整備は一体に考えなければいけません。44ページに、「本格的な生涯学習（訓練）戦略、生涯就業戦略の構築と実行」と書いていますが、生涯学習（訓練）戦略というのは高齢者だけのものではなく、老若男女全体のことです。ここに「②若年就業者に職業訓練や高等教育受講を可能にすることによる、その後の安定したフルタイム雇用の提供」とあるように、若者、特に非正規雇用の若者は将来のキャリアアップが見込めないという状況をできるだけ早くなくしていくことが生涯学習（訓練）戦略の一つのポイントです。

（福山） 李智さん、いかがですか。

（李智） 私は中国人です。日本の社会保障問題での大きな問題は非正規雇用だと思います。年金の持続可能性は、少子高齢化によってもたらされる問題ですが、ほとんどの注目は高齢者に向いています。少子化にももっと注目すべきだと思います。ですから、非正規雇用者や若者の就職にも、もっと力を入れるべきだと思います。

(福山) 若い方にも参加いただいて大変よかったです。ありがとうございました。次の質問に進みます。

お名前がありませんでしたが、原さんに対する質問です。「かつて男性の支給開始年齢が 55 歳であったとき、女性は 50 歳支給でしたが、なぜ女性は 5 歳優遇されているのか。なお、現在経過措置で女性は 5 年後れとなっているのは、その特権を引きずっているのでしょうか。女性の平均寿命は男性より 6 歳長い（従って、平均余命も長い？）のに、疑問に思います」ということです。

(原) 沿革の整理のところで、あまり細かくは触れられなかったのですが、年金の支給開始年齢について、昭和 19 年には男女 55 歳、昭和 29 年には男性が 55 歳から 60 歳、女性は 55 歳のままでした。当時の民間企業の定年制に男女の差があったということから来ていると思います。昭和 56 年（1981 年）に男女別定年制、男性 60 歳、女性 55 歳とした定年制に最高裁で無効判決が出たということもあって、それに合わせた形で、後れて女性の方が 60 歳支給となって、今に至っているかと思われま

す。もちろん公務員の共済年金などは一緒ですが、民間企業については、男女の差というか、引き上げのスケジュールに 5 年の違いがあります。定年制の違いから来ているのではないかなと思います。江口先生からもありましたが、女性の方が長生きすることはありますが、それだけで女性の方を今のスケジュールを早めるということは、個人的には、厳密に行う必要はないのではと思います。

2030 年に女性の報酬比例部分の支給開始年齢が 65 歳になっていくということがありますが、スケジュールについては、全体の平均余命だけではなく、雇用に関して女性の活用で M 字型カーブが直っていないことや、勤続年数が短いこと、男女の賃金差などを改善していかなければ、なかなか納得が得られず難しいのではと個人的にはと思います。

(福山) 会場の皆さんから頂いた質問は以上です。パネリストの皆さまには、ここまで一方的に受け身でお答えいただきました。言い残したことなどがあるかと思いますが、最後にそれぞれご発言いただきたいと思います。

(江口) 既にお話をしてきましたが、年金の支給開始年齢を考えるときには、年金財政をどう考えるかが大前提になります。仮に、年金財政が大丈夫だということを前提に議論するのであれば、これは現役世代の選択の問題だということになります。で

すから、そここのところを、今日、駒村先生等も含めて議論できたということで、私としては十分意義のあったシンポジウムだと感じています。ありがとうございました。

(駒村) 私は、支給開始年齢は長期的な課題として、早めに検討すべきではないかと思っておりますが、この課題というのは簡単ではありません。他の制度、あるいは所得保障や生活保障に非常に深刻な影響を与えるので、制度横断的な議論をしていかなければいけないと思います。何度もこの点は議論になったわけですが、この議論が冷静に行われなければいけないと思います。そういう冷静な議論が行われるように情報を発信していくのが年金学会の役割ではないかと思えます。

(原) 私もやはりこの問題については、何歳からという部分で分かりやすいが故に、数字が出たところで一般の方の不信や誤解を募らせてはいけないと感じています。まずは、そういう議論ができるところまで正しい年金の情報を発信し、一般の方に財政の部分も含めた年金のことをしっかり理解していただいて、将来持続可能な年金制度にしていくためにはどうあるべきかという議論をしていただけるよう、われわれ年金学会でも、年金の情報や教育を推し進めていくことで初めて、冷静に議論ができる問題かと思えます。

(岩田) 先ほど早稲田大学の李智さんが、若い人の対策があまり進んでいないのではないかと言われました。そういう面もあるのですが、一方で今の政策を見ると、若年者や女性の問題にかなり集中してしまっていて、高齢者の部分がむしろ不足している一面があることも事実です。例えば、中高年の訓練というのは、昔はかなり盛んにされていましたが、今は重視されていません。これについては47ページにあるので、関心のある方は見ていただきたいのですが、中高年訓練も再活性化しなければいけないというのが私の主張です。日本の場合、政策対応がバラバラに議論されかねないので、若者の問題も、女性の問題も、高齢者の問題も、総合的に議論し、対策を取ることが必要だと思います。

(坂本) 支給開始年齢の問題というのは、やはり日本人が長生きしているというところに起因しています。これは本当に喜ぶべきことなのですが、なかなか年金制度としては頭が痛いことです。ただ、年金制度として捉えるのではなくて、雇用制度、賃金制度等とも合わせた社会の在り方として捉えていくという視点で、これは既に先生方がおっしゃってきたわけですが、この問題を解決していく取り組み、冷静にそれ

を解決していくという取り組みが必要ではないかと思えます。従って、年金学会はやはりその役割を担っていかなければいけないと思っています。ありがとうございました。

(福山) ありがとうございました。本日は、年金の支給開始年齢を考えるということで、年齢をどうするかシングルイシューでありました。科研費の応募書類にも、問題が端的なので、これから年金を支える学生などにも分かりやすいシンポジウムになると考えられるといった主旨のことを書きました。本日は、日本年金学会の幹事の先生方のご協力により、アシスタントを務めていただいたり、先ほどご質問いただいたりと、学生の方にも参加いただいております。

今日の議論が分かりやすいものになったかどうかは皆さまの評価によりますが、この問題は年金財政の問題だけではなく、働き方や生き方、あるいは世代間の問題、年金制度そのものに対する信頼の問題といった広範な事項と関連します。上げるか上げないかという意味では問題は端的ですが、その背後にある論点は決して簡単明瞭なものではありません。会場の皆さまからもさまざまな角度からのご質問、コメントを頂きました。皆さまからのご質問とコメントによって、モデレーターとしてスムーズにパネルディスカッションを進めることができました。本当にありがとうございました。

社会保障改革国民会議の報告書でも、この問題は中長期的課題と書かれていて、日本ではまだ支給開始年齢の引き上げを現実の問題としてしっかり考えていく機運は醸成されていないと思います。ただ、本日ここに集われた皆さまは土曜日にもかかわらず、新霞が関ビルまでお越しいただいた特段のご関心をお持ちの方々であろうと思います。

従って、皆さまが核になってこの議論が進んでいくことを期待したいと思います。僭越ですが、このことを本日のパネルディスカッションのモデレーターとしてのまとめの言葉とさせていただきます。以上をもちまして、本日のシンポジウム「年金の支給開始年齢を考える」を閉会します。長時間、ありがとうございました。(拍手)